

審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日 作成

法 令 名：自動車 _の 保管場所 _の 確保等 _に 関する法律
根 拠 条 項：第 13 条 第 4 項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 _が 運送事業用自動車 _で なくな _{った} 場合 _の 保管場所 標章 _の 交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車 _の 保管場所 _の 確保等 _に 関する法律第 6 条 第 1 項（保管場所標 章）、第 13 条 第 3 項（適用除外等） 自動車 _の 保管場所 _の 確保等 _に 関する法律施行規則第 4 条（保管場所 標章 _の 交付 _の 手続）
審 査 基 準：
標準処理期間：1 日
申 請 先：申請書は、自動車 _の 保管場所 _の 位置 _を 管轄する警察署交通課窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署交通課または警察本部交通規制課 規制第三係 (電話 018-863-1111 内 5192)
備 考：